

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	8-2
処分の種類	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録の取消し			
根拠法令条例等・条項	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の4			
処分の概要	建築物の衛生的環境の確保に関する事業の登録営業所が、登録基準に適合しないことによる登録の取消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	・ 事業登録営業所が、登録基準に適合しなくなったとき。			
基準の制定根拠	・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号)			